

「緊急事態」総合対策から「新たな日常」対策へ

「緊急事態」総合対策

「新たな日常」対策

1 感染症拡大防止 人と人の接触低減

○県民への外出自粛要請
(特措法第45条第1項)

○県行動指針に基づく感染防止対策の実施
○「新しい生活様式」(*)の定着
※「人との距離の確保」、「マスク着用」、「手洗い」
○これまでにクラスターが発生しているような施設や
「三つの密」のある場への外出回避

○事業者への休業協力要請
(特措法第24条第9項)

○県行動指針に基づく感染防止対策の実施
○事業者への休業協力要請の解除
○クラスター発生業種(*)、パチンコ店等については、
県行動指針に沿った感染防止対策の確立を確認できる
まで、休業協力要請を継続
※キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、ライブ
ハウス、カラオケボックス、スポーツジム等

○学校の臨時休業要請
(特措法第24条第9項)

○県立学校の再開
(6/1~分散登校、6/15~学校再開)
・学校再開ガイドラインに基づき段階的に再開

○イベントの中止・延期・
規模縮小、施設の休館等
(特措法第24条第9項)

○県行動指針に基づく感染防止対策が整い次第、段階的に
再開
○屋内イベントは100人以下かつ収容定員の半分以下の参
加人数、屋外イベントは200人以下かつ人と人の距離
を十分に確保
○全国的大規模なイベントは、リスク対応が伴わな
い場合は中止又は延期など慎重に対応
※コロナ追跡システム(仮称)の早期導入

2 まん延期に耐える医療提供体制の充実・強化

○感染まん延防止に向けた体制の
強化
○検査体制の強化
○病床の確保
○後方施設の設置
○患者の受入れ・搬送体制の強化
○PPEの確保

○医療体制のさらなる整備・充実
・検査体制の拡大(PCRセンター 1か所→5か所など)
・後方施設(民間ホテルの借上げ 1か所→各圏域1か所)

3 景気経済・生活雇用対策の新設・拡充

○感染拡大防止期における緊急経
済・雇用対策
○収束後を見据えた取組みへの支
援
○収束後におけるV字回復と更な
る成長に向けた対策
○生活支援等

○景気経済・生活雇用対策の拡充
・「新型コロナウイルス感染症対策に関する経済再生会議」の
開催
・次期補正予算の検討